

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

中国（岡山）厚生年金 事案 2952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日及び16年7月30日は18万円、同年12月24日、17年7月29日及び18年7月31日は20万円、同年12月25日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日
② 平成 16 年 7 月 30 日
③ 平成 16 年 12 月 24 日
④ 平成 17 年 7 月 29 日
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日
⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

私がA社に勤務していた時の、申立期間①から⑥までにおいて支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥まで（以下「申立期間」という。）における標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する預金通帳、給与明細書及び賞与明細書並びにB市から発行された申立人に係る所得・課税証明書から判断すると、申立人は、申立期間に

において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の諸資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月25日及び16年7月30日は18万円、同年12月24日、17年7月29日及び18年7月31日は20万円、同年12月25日は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答は得られないものの、申立人のみならず相当数の同僚について賞与が支給され、保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は社会保険事務所（当時）に標準賞与額に関する届出を行っていなかったと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2953

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月5日

私がA社に勤務していた時に支払われた賞与のうち、申立期間①の標準賞与額の記録が実際の賞与支給額より低額となっている。また、申立期間②及び③に支払われた賞与の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、標準賞与額の相違について、申立期間②については、賞与に係る記録が無いとして、それぞれ申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人の当該期間における標準賞与額については、A社が業務を委託する税理士事務所が保管する同社に係る平成15年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「賃金台帳等」という。）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、申立人の賞与額について社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記の賃金台帳等により、申立人は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳等において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、上記の税理士事務所が保管する平成16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び年末調整一覧表において、当該期間に申立人に支払われた賞与額の記載はあるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除された記載は確認できない上、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間③に係る賞与について、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③に係る賞与について、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2954

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年9月29日から39年2月29日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年2月29日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和38年9月は1万8,000円、同年10月から39年1月までの期間は2万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和39年2月29日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月29日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和39年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月29日から39年4月1日まで

私は、昭和35年にA社に入社し、47年に退社するまで、派遣先のC社D事業所で勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間も継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年9月29日から39年2月29日までの期間について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む39人の同社に係る資格喪失日は、当初、昭和39年2月29日

と記録されていたところ、後に 38 年 9 月 29 日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、当該訂正処理が行われた 39 人については、昭和 38 年 10 月の定時決定の記録が記載されていることから、かかる訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初の記録のとおり、昭和 39 年 2 月 29 日であると認められる。

なお、昭和 38 年 9 月から 39 年 1 月までの標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人に係る訂正前の記録から、38 年 9 月は 1 万 8,000 円、同年 10 月から 39 年 1 月までの期間は 2 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 29 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人の雇用保険の被保険者記録、当時の同僚の供述及びそのうちの一人から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、B 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、適用事業所名簿の記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 39 年 3 月 1 日であり、それ以前については適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿によると、同社は、34 年 3 月に設立されており、オンライン記録によると、同社が適用事業所となった 39 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した者が 17 人確認できる上、当時の同僚は、同年 2 月末において同社の社員が 5 人以上いたと思うと供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、申立人の B 社における同年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、事業主は、昭和 39 年 2 月において当時の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届け出を行っていなかったと認められることから、申立人の同年 2 月及び同年 3 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 2956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和59年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和42年10月から平成21年1月までA社に継続して勤務したが、同社B部における船員保険被保険者の資格喪失日が昭和59年2月29日となっているため、同年2月の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された人事記録から、申立人は、申立期間において継続して、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、申立期間において船員保険の加入記録が確認できない複数の同僚が、申立期間においても船員保険料が控除されていたと回答している上、申立人及び当該同僚は、申立期間以外の時期において、船員保険及び厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和59年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が船員保険の資格喪失日を昭和59年3月

1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年2月29日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）国民年金 事案 1476

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、国民年金が始まった当初にA市（現在は、B市）で国民年金に加入し、私と夫の二人分の国民年金保険料を、納付組織による集金で毎月納付していたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和41年12月頃にA市において払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、36年4月に遡って被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、同年4月から39年9月までの期間については、既に国民年金保険料の納付に係る2年の時効が経過している。

また、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料は、前述の加入手続時点において、過年度保険料となることから、申立人は、「納付組織の集金以外の方法による納付、まとまった金額の納付等の記憶は無い。」と供述していることから、当該期間の保険料が納付された事情はうかがえない。

さらに、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録には、昭和43年度から46年度までB市の検認印が押されているものの、41年度及び42年度は検認印が無く空白であることから、両年度の国民年金保険料が集金により納付されていた事情はうかがえない。

加えて、申立人の夫の国民年金への加入及び国民年金保険料の納付については、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人及びその夫の国民年金手帳、並びにA市の国民年金被保険者名簿の記録等から、申立人と同時に国民年金に加入し、

申立期間直後の時期には申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた状況がうかがえるところ、申立期間である昭和36年4月から43年3月までの申立人の夫の保険料については、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の記録から、50年12月26日に特例納付により納付されたことが確認できる。他方、申立人の申立期間における国民年金保険料については、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにも納付の記録は無く、申立人に特例納付を含む過年度の保険料の納付に当たる記憶も無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

私がA社（現在は、B社）C事業所及びD事業所に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が、それぞれ従前の標準報酬月額に比べて2等級低額となっているが、この時期に標準報酬月額が減額となる理由は思い当たらないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社並びに同社C事業所及び同社D事業所は、申立期間①及び②当時の賃金台帳や社会保険関係の届書等は残っていないと回答しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間①について、オンライン記録によれば、A社C事業所において、昭和 55 年 10 月 1 日の定時決定時及び当該期間において継続して厚生年金保険の被保険者であった者 250 人（申立人を除く。）のうち、当該定時決定の処理以降、56 年 10 月 1 日までに申立人と同様に随時改定の処理が行われている者が 111 人確認できるところ、このうち 57 人については、同年 10 月 1 日の定時決定により、標準報酬月額が 1 等級から 4 等級減額されていることが確認できる。同様に、申立期間②について、オンライン記録によれば、同社D事業所において、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定時及び当該期間において継続して厚生年金保険の被保険者であった者 277 人（申立人を除く。）のうち、当該定時決定の処理以降、63 年 10 月 1 日までに申立人と同様に随時改定の処理が行われている者が 47 人確認できるところ、このうち 26 人については、同年 10 月 1 日の定時決定により、標準報酬月額が 1 等級から 6 等級減額されているこ

とが確認できることから、申立期間①及び②について、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

さらに、E厚生年金基金から提供された申立人に係る加入員台帳の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同基金は、「申立期間当時も現在も、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降にあつては、年金事務所）に届け出る算定基礎届及び月額変更届は3枚複写となっており、1枚目は厚生年金基金に、2枚目は社会保険事務所に提出し、3枚目は事業所控えである。」と供述していることから、社会保険事務所が標準報酬月額を誤って記録したとは考え難い。

加えて、申立人のA社C事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及び同社D事業所に係るオンライン記録を見ても、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不適切な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の給与明細書を所持しておらず、ほかに、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月7日から29年2月11日まで
私がA社に勤務していた時の申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給記録が記載されているところ、記載された脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給決定年月日はオンライン記録と一致している上、申立人は当時の脱退手当金の支給要件を全て満たしていることが確認でき、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和30年当時は、通算年金制度創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険の被保険者期間が必要であった上、申立人は、A社を退職当時、脱退手当金制度を承知していたと供述していること、44年8月に厚生年金保険に再加入するまで、被用者年金及び国民年金への加入歴が無いことなどから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 27 日から平成元年 5 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 2 月から平成 5 年 11 月まで継続して A 社に勤務し、毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録により、申立期間のうち昭和 63 年 10 月 4 日以降について、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 63 年 9 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は不詳であり、申立期間における同社の従業員に係る厚生年金保険加入の有無及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間に A 社における雇用保険被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月までの保険料を納付した記録になっている上、「当時、私は病気がちで、健康保険証が必要だったが、申立期間は社会保険に加入していなかったため、国民健康保険に加入し、合わせて国民年金にも加入した。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2959（山口厚生年金事案 737 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月21日から33年12月1日まで
私は、申立期間当時、A事業所においてセメント作業及び石垣の建設等の作業に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。前回、記録訂正のあっせんは行わないとの通知を受けたが、私が、申立期間にA事業所に勤務していたことは間違いないので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に昭和28年11月1日から29年11月21日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できるものの、i) 申立人が申立期間において継続してA事業所に勤務していたことを確認できる資料は無い上、申立人が氏名を記憶し、前述の被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務について確認することができないこと、ii) 前述の被保険者名簿から、申立人と同様に昭和28年11月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚のうち、ほとんどの者が29年8月から同年11月までの期間において同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、B組合C支部は、「申立期間当時のA事業所の雇用形態や条件等の詳細は不明であるが、当初は国の直営工事であったものが、昭和29年度から逐次、工事が完了するなど区切りがついた区域について、直営工事から請負工事に切り替えることになった。」と述べていることから判断すると、申立人が同被保険者資格を喪失した同年11月頃において、申立人の雇用形態に変化があったことがうかがえること、iii) 申立人と同じ地域でA事業所の作業に従事し、前述の被保険者名簿から、厚生年金保険被保険

者資格の喪失日がそれぞれ異なることが確認できる複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した理由は、作業所が閉鎖されたからだ。」と述べていることなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時。以下「山口委員会」という。）の決定に基づき、平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、従来の主張を繰り返すのみであり、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事実は確認できない。

このほか、山口委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月頃から同年9月頃まで

私は、船舶名及び船舶所有者を覚えていないが、昭和46年5月頃から同年9月頃まで170トンのタンカーにA市から乗り込み、調理人として勤務したにもかかわらず、申立期間に係る船員保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、乗船勤務したとする船舶名及びその船舶所有者を覚えていないことから、申立てに係る事業所を特定することができず、調査することができない。

また、申立人は、「A市から170トンのタンカーに乗り込み勤務した。」と主張していることから、オンライン記録により、B県及びC県において船員保険を管轄していたA社会保険事務所（当時）、B県D課（当時）及びC県D課（当時）が管理する適用船舶所有者において、昭和4年*月*日生まれの船員保険の加入者を確認したが、申立期間において該当する記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、乗船していた船舶の船長及び同僚についても覚えていないことから、当時の勤務実態等について同僚等から聴取することができない。

このほか、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 2 日から 34 年 3 月 30 日まで

私がA社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のための当該脱退手当金の裁定庁からの記録照会に対し、厚生省保険局年金業務室（当時）が昭和 34 年 7 月 10 日に回答したことを示す「回答済 34. 7. 10」の押印が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の同年 8 月 24 日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後各 3 ページに記載されている被保険者のうち、同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点において脱退手当金の受給要件を満たしている女性 67 人（申立人を除く。）のうち 32 人について脱退手当金の支給記録が確認できるところ、同社は、「申立期間当時の脱退手当金の請求に関する資料は当社に残っておらず、当時の事務担当者も既に死亡しており詳細は不明であるが、当時の工場の責任者に確認したところ、当時は、退職する社員に、退職金の代わりとして脱退手当金が支払われていたようである。」と回答しており、申立てに係る脱退手当金が支給決定された時期が通算年金制度の創設前であったことも踏まえると、申立人についても、事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性が高いものと推認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 31 日から 8 年 1 月 11 日まで
私は、A社に平成 8 年 1 月 10 日まで勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の資料は保存期間が過ぎているため残っておらず、申立人の当社における勤務や厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 11 人（申立人が氏名を記憶する同僚のうち、所在が特定できた 5 人を含む。）に照会したところ、回答があった 4 人はいずれも申立人を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険被保険者記録には、離職年月日が平成 7 年 12 月 30 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 12 月 31 日とするオンライン記録と符合している。

さらに、A社及び申立期間当時における同社の社会保険事務担当者は、厚生年金保険料の控除方式は翌月控除であったと回答しているところ、申立人は、申立期間における給与明細表を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。